

# 様式リスト

---

## 《様式1》

### 性能評価申請書（記入例）

常に最新の様式を当財団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。  
記入例に従い、様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。  
また、申請者が法人である場合には、原則として申請企業の代表権を有する方の署名又は捺印をしてください。

---

## 《様式2》

### 構造方法の概要

## 《様式3》

### 標準設計諸元表

## 《様式4》

### 性能評価申請浄化槽の「設計基準」、試験槽の設計基準、 および試験槽実数値の比較表

---

《様式5》

取り下げ届

---

# 記入例

常に最新の様式を当財団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

BF01-01-09(浄化槽●)  
平成 年 月 日

## 性能評価申請書

一般財団法人 日本建築センター 御中

申請者

会社名 ●●●●●●株式会社 ①  
 代表者名(役職名) 代表取締役社長  
 (氏名) ●● ●● ①  
 所在地 〒●●●●-●●●●  
 東京都●●区●●●●町●丁目●番地●号  
 電話 03-●●●●-●●●●

役職名は正確な名称を記載して下さい。

下記について、建築基準法施行令第35条第1項の規定に基づく認定に係わる性能評価を受けたいので、次のとおり申請します。

申請にあたっては、一般財団法人日本建築センター性能評価業務約款及び同規程を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

性能評価区分	1. 新規 2. 変更(既性能評価番号: BCJ 基評-JS )			
件名	性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称 ●●●●●●方式●●●●●●型/●●~●●●●人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能			
連絡先	会社名 部課名 所在地 電話/FAX ふりがな 担当者 E-mail	●●●●●●株式会社 ●●●●部●●●●課 〒●●●●-●●●● 東京都●●区●●●●町●丁目●番地●号 03-●●●●-●●●●/03-●●●●-●●●● ●● ●● ●●●●●●@●●●●. co.jp	承諾印 及び 承諾日	* ここには何も記載しない。
手数料 請求書 送付先	会社名 部課名 所在地 ふりがな 担当者	上記と同様	手数料	* ここには何も記載しない。
			請求先 会社名	●●●●●●株式会社
業務完了後のビルディングレター及びBCJホームページの完了報告一覧への掲載許諾*1				<input checked="" type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 否

(注意) ① 申請者が法人である場合は、代表権を有する代表者の役職(登記上の正式な名称)及び氏名を記載してください。

② 申請者(法人の代表者)の氏名を自署する場合は、押印を省略できます。

③ 申請者欄、連絡先欄及び請求書送付先欄に記載された個人情報と当財団からのお知らせ以外に使用しません。

④ \*印のある欄は、当財団が使用しますので、何も記載しないで下さい。

\*1 掲載内容については、別添「性能評価(評定)完了報告一覧の掲載のお願い」

《様式1》の別添をお読みいただき、いづれかにチェックして下さい

## 案件情報の開示について（お願い）

当センターでは、審査が完了した案件の概要について、ホームページ及び機関誌「ビルディングレター」に案件情報を掲載させていただいております。

掲載する内容は次のとおりです。

つきましては、掲載に際しまして申請者の許可をいただきたく、お手数ですが申請書又は申込書の「性能評価又は評定完了後の案件情報の開示諾否」欄に開示の諾否についてご記入をお願いいたします。

業務種別	案件種別	開示内容		
性能評価	建築物	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、設計者、施工者、構造形式、階数、軒高（高さ）、延べ面積、建設地		
	法第37条（建築材料の品質）	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、性能評価の区分、適用範囲		
	施行規則第1条の3第1項	電算プログラム	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、構造計算ルート、構造種別、建築物の規模、使用形態	
		杭の支持力	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、許容支持力、適用範囲	
		図書省略	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者	
	施行令第67条、第68条（鉄骨の接合部、仕口、継手等）	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、性能評価の区分、適用範囲		
	壁倍率	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、性能評価の区分、倍率の数値		
	防災性能	評価番号、評価内容（耐火性能検証・防火区画検証・階避難安全検証・全館避難安全検証）、評価完了年月日、件名、申請者、設計者、施工者、構造形式、建物用途、階数、高さ、延べ面積、建設地		
	耐火構造、防火材料等	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、構造及び材料等の種別		
	防災機器	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、機器の種別		
	シックハウス対策建築材料	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者		
	浄化槽	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、処理方式、処理対象人員		
昇降機	評価番号、評価完了年月日、件名、申請者、駆動方式			

## 構造方法の概要

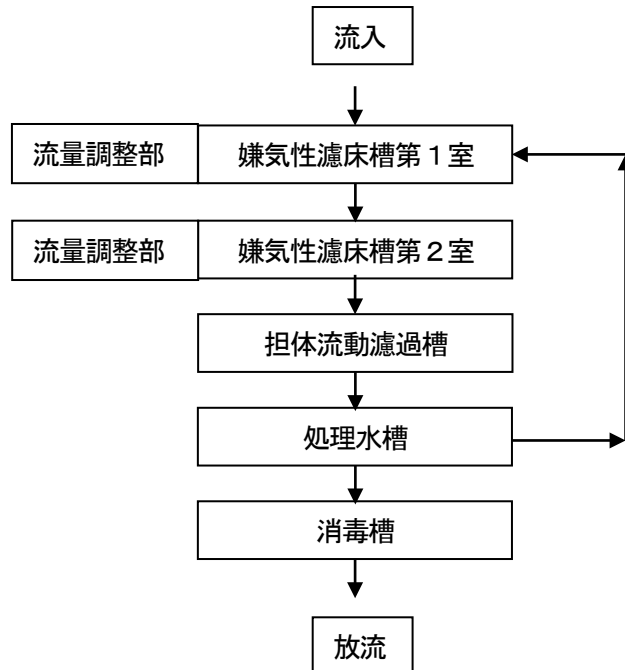
1. 件名	原則として試験申込書に記載する「件名」と同一内容としてください。 【例】〇〇〇〇方式〇〇〇〇型／〇〇～〇〇人槽／合併処理浄化槽／汚物処理性能個別性能評価の場合は具体的な物件と設置場所の住所を記載して下さい。
2. 処理区分	合併処理
3. 設計	●●●●株式会社
4. 維持管理頻度等	保守点検頻度： ● 回／●● 汚泥引抜頻度（設計値）： ● 回／●● （汚泥引抜対象単位装置名： )
5. 構造方法の概要	説明] ●ここには、今回性能評価申請する構造の概要として、構成単位装置名を列記して下さい。 ●記載イメージは、以下の記載例を参考として下さい。  【記載例】 流量調整機能を有する嫌気濾床槽、担体流動濾過槽、処理水槽、および消毒槽を組み合わせた合併処理浄化槽
6. 参考事項	説明] ●ここには、今回性能評価申請する構造と類似と思われる案件の、建設大臣又は国土交通大臣の認定番号、認定年月日、認定件名を記述して下さい。 ●該当するものがない場合は、「なし」と記述して下さい。

7. 装置の概要	
(1) 処理方式	処理原理を的確に表現した一般的名称とし、固有名詞的表現は避けて下さい。
(2) 処理対象人員	～ 人 (個別性能評価の場合は固有の値)
(3) 日平均処理汚水量	～ m <sup>3</sup> (個別性能評価の場合は固有の値)
(4) 流入水質	BOD mg/L、COD mg/L、SS mg/L、 T-N mg/L、T-P mg/L
(5) 処理水質	BOD mg/L以下、COD mg/L以下、 SS mg/L以下、T-N mg/L以下、T-P mg/L以下、 n-Hex mg/L以下、pH ～ 、大腸菌群数 個/cm <sup>3</sup> 以下 説明] 該当する処理水水質(日間平均値)を項目別に記入して下さい。
(6) 処理工程	

上を流入、下を放流とし、縦方向のブロックフローを記入してください。

なお、構成槽数が多く、1枚にまとめられない等の場合は、本項目を別項とし、また2枚以上の複数枚構成としてもかまいません。

小規模合併処理浄化槽等の例として、以下に例を記述します。あくまでもイメージをとらえていただくためのもので、「(7) 各単位装置の概要」の構成単位装置(記入例)とリンクするものとしていません。あらかじめご了承ください。



(7) 各単位装置の概要

(各単位装置の頭の番号はフローシートの順序を示してください。以下は記入例です。)

1) 嫌気性濾床槽

- ・ 2室に区分し、直列に接続する。
- ・ 第1室の上部は、水位変動することによる流量調整部とする。水位変動幅は第1室の上水位から濾材充填部分が露出しない水位までの範囲とする。
- ・ 第1室に空気を動力とする間欠容量ポンプを設置し、第1室から第2室へおおむね24分の1の1倍の汚水を送水する構造とする。  
間欠容量ポンプに必要な空気量は次の式によって計算された数値以上とし、これに見合う能力の送風機を専用に1台設けるものとする。  
$$Q = \dots\dots\dots$$
$$n : \text{処理対象人員}$$
$$Q : \text{必要空気量 (単位: m}^3\text{/時)}$$
- ・ 有効容量は次の式によって計算した数値以上とする。  
$$V = 1.5 + 0.4(n - 5)$$
$$n : \text{処理対象人員}$$
$$V : \text{有効容量 (単位: m}^3\text{)}$$
- ・ 第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね3分の2とする。
- ・ 各室の有効水深は、おおむね1.4メートル以上2.5メートル以下とする
- ・ 各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室おおむね40%、第2室おおむね60%とする。
- ・ 濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とする。標準は第1室に骨格様球状濾材を、第2室に網様円筒濾材を充填するものとし、通

作成のポイント :

試験槽の仕様、実負荷から妥当と判断可能な範囲の設計基準を、各単位装置毎に記入します。  
各単位装置の設計基準の記入イメージは、昭和55年建設省告示第1292号を参考にしてください。

試験槽の水深を拡大、スケールアップ等の設計基準を構築した場合の妥当性判断は、試験槽の試験結果のほか、別途行う実大規模等の水理試験結果の添付により、当該基準の妥当性を検証することとなります。

なお、旧認定を活用した申請(例:性能評価区分5など)の場合は、旧認定設計基準を記述することになりますが、審査の過程で許容されうる設計基準の見直しを行う場合があります。

2) 担体流動濾過槽

) 処理水槽

) 消毒槽

- ・ 消毒槽の有効容量は、日平均汚水量の15分間に相当する容量以上とする。
- ・ 固形塩素剤と汚水の接触水深を容易に調整することができる構造とする。

## 標準設計諸元表

説明]

以下記入例にならない、申請浄化槽等の構成単位装置に見合うように項目、記入内容を検討のうえ、作成してください。

処理対象人員		500	600	700	800	900	1,000
処理水量 (m <sup>3</sup> )		100	120	140	160	180	200
単 位							
流量調整槽	調整能力	—	流出する汚水量が流入する1日当りの平均汚水量の24分の1の1.0倍以下				
	貯留能力	m <sup>3</sup>					
	滞留時間	時間					
	有効容量	m <sup>3</sup>					
ばっ気槽	ばっ気時間	時間					
	設定MLSS濃度	mg/L					
	汚泥返送比	%					
	BODばっ気槽負荷	kg/(m <sup>3</sup> ・日)					
	送気量	m <sup>3</sup> /(m <sup>3</sup> ・時)					
	汚泥日令	日					
	有効容量	m <sup>3</sup>					
接触ばっ気槽	滞留時間	時間					
	接触材材質	—					
	接触材容量	m <sup>3</sup>					
	接触材比表面積	m <sup>2</sup> /m <sup>3</sup>					
	接触材ピッチ	m					
	送気量	L/分					
	有効容量	m <sup>3</sup>					
回転円板式生物酸化槽	型式	—					
	滞留時間	時間					
	BOD負荷	kg/日					
	BOD円板表面積負荷	g/(m <sup>2</sup> ・日)					
	円板必要面積	m <sup>2</sup>					
	液量面積比	L/m <sup>2</sup>					
	必要槽容積	m <sup>3</sup>					
	回転数	rpm					
沈殿槽	滞留時間	時間					
	越流負荷	m <sup>3</sup> /(m・日)					
	水面積負荷	m <sup>3</sup> /(m <sup>2</sup> ・日)					
	平面積	m <sup>2</sup>					
	越流せき	m					
	有効容量	m <sup>3</sup>					



処理対象人員		500	600	700	800	900	1,000	
処理水量 (m <sup>3</sup> )		100	120	140	160	180	200	
単 位								
砂濾過装置	塔数	基						
	塔径	mm						
	流れ方向	—						
	濾層数	—						
	濾過材	濾層厚	砂層	mm				
			アスサイト層	mm				
			支持層	mm				
		有効経	濾過砂	mm				
			アスサイト	mm				
		均等係数	濾過砂	—				
		アスサイト	—					
	濾過速度	m/hr						
	洗浄水または洗浄空気流速	m/hr						
	活性炭吸着装置	塔数	基					
塔径		mm						
流れ方向		—						
活性炭		原料	—					
		形状	—					
		硬さ	%					
		大きさ	メッシュ					
		充填密度	kg/m <sup>3</sup>					
	比表面積	m <sup>2</sup> /m <sup>3</sup>						



## 記入例

《様式4》

性能評価申請浄化槽の「設計基準」、試験槽の設計基準、および試験槽実数値の比較表

性能評価申請予定浄化槽の 適用範囲	処理対象人員	5人～ 10人	日平均処理汚 水量	1.0m <sup>3</sup> ～ 2.0m <sup>3</sup>
試験槽の規模	処理対象人員	5人	日平均処理汚 水量	1.0m <sup>3</sup>

No	単位装置名称	性能評価申請予定浄化槽の「設計基準」	試験槽設計根拠	性能評価申請予定浄化槽の有効数値の範囲	試験槽実数値	備考
1	嫌気濾床槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2室に区分し、直列に接続する。</li> <li>・有効容量は次の式によって計算した数値以上とする。  <math>V \geq 1.5 + 0.4(n-5)</math>  <math>n</math> : 処理対象人員  <math>V</math> : 有効容量 (m<sup>3</sup>)</li> <li>・第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量の3分の2から2分の1の範囲に相当する容量とする。  <math>V_1 = V \times (1/2 \sim 2/3)</math>  <math>V_1</math> : 第1室有効容量 (m<sup>3</sup>)</li> <li>・第2室の有効容量は、嫌気ろ床槽の有効容量から第1室有効容量を引いた値とする。  <math>V_2 = V - V_1</math>  <math>V_2</math> : 第2室有効容量 (m<sup>3</sup>)</li> <li>・各室の有効水深は、1.4メートル以上2.5メートル以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効容量：  <math>V \geq 1.5 + 0.4(n-5)</math>  <math>= 1.5 + 0.4(5-5)</math>  <math>= 1.5 \text{ m}^3</math></li> <li>・第1室有効容量：  <math>V_1 = V \times 2/3</math>  <math>= 1.5 \times 2/3 = 1.0 \text{ m}^3</math></li> <li>・第2室有効容量：  <math>V_2 = 1.5 - V_1</math>  <math>= 1.5 - 1.0 = 0.5 \text{ m}^3</math></li> <li>・有効水深：1.4m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効容量            最小値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)            最大値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)</li> <li>・第1室有効容量            最小値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)            最大値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)</li> <li>・第2室有効容量            最小値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)            最大値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)</li> <li>・有効水深            最小値：●●●m (○人槽)            最大値：●●●m (○人槽)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効容量：1.5m<sup>3</sup></li> <li>・第1室有効容量：1.0m<sup>3</sup></li> <li>・第2室有効容量：0.5m<sup>3</sup></li> <li>・有効水深：1.4m</li> </ul>	

性能評価申請予定浄化槽の適用範囲		処理対象人員	5人～	10人	日平均処理汚水量	1. 0m <sup>3</sup> ～ 2. 0m <sup>3</sup>
試験槽の規模		処理対象人員	5人		日平均処理汚水量	1. 0m <sup>3</sup>
No	単位装置名称	性能評価申請予定浄化槽の「設計基準」	試験槽設計根拠	性能評価申請予定浄化槽の有効数値の範囲	試験槽実数値	備考
1	嫌気濾床槽（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室40～45%、第2室60～65%とする。</li> <li>濾材は、材質をPPとし、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とする。</li> <li>標準は第1室に骨格様球状濾材を、第2室に網様円筒濾材を充填するものとし、通水試験による汚泥捕捉性、短絡試験の結果から同様の効果が得られると判断されるものを採用できるものとする。</li> <li>濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濾材充填率： 第1室：40% 第2室：60%</li> <li>濾材材質： PP</li> <li>濾材種類： 第1室： 骨格様球状濾材 第2室： 網様円筒濾材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濾材充填率： 第1室： 最小値：●% ○人槽 最大値：●% ○人槽  第2室： 最小値：●% ○人槽 最大値：●% ○人槽</li> <li>濾材種類： 第1室：骨格様球状濾材 第2室：網様円筒濾材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濾材充填率： 第1室：40% 第2室：60%</li> <li>濾材材質： PP</li> <li>濾材種類： 第1室：骨格様球状濾材 第2室：網様円筒濾材</li> </ul>	

性能評価申請予定浄化槽の適用範囲		処理対象人員	5人～	10人	日平均処理汚水量	1.0m <sup>3</sup> ～ 2.0m <sup>3</sup>	
試験槽の規模		処理対象人員	5人		日平均処理汚水量	1.0m <sup>3</sup>	
No	単位装置名称	性能評価申請予定浄化槽の「設計基準」	試験槽設計根拠	性能評価申請予定浄化槽の有効数値の範囲	試験槽実数値	備考	
2	担体流動濾過槽	記入例として省略					
3	処理水槽						
4	消毒槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水の固形塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とする。</li> <li>消毒槽の有効容量は、日平均汚水量の15分間に相当する容量以上とする。  <math display="block">V \geq 0.2 \times n / 24 \times 15 / 60</math> <math display="block">n : \text{処理対象人員}</math> <math display="block">V : \text{有効容量 (m}^3\text{)}</math> </li> <li>固形塩素剤と汚水の接触水深を容易に調整することができる構造とする。</li> <li>有効水深は、0.4メートル以上2.5メートル以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効容量：  <math display="block">V \geq 0.2 \times n / 24 \times 15 / 60</math> <math display="block">= 0.2 \times 5 / 24 \times 15 / 60</math> <math display="block">= 0.010\text{m}^3</math> </li> <li>有効水深：0.4m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効容量            最小値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)            最大値：●●●m<sup>3</sup> (○人槽)</li> <li>有効水深            最小値：●●●m (○人槽)            最大値：●●●m (○人槽)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効容量：0.010m<sup>3</sup></li> <li>有効水深：0.4m</li> </ul>		

取り下げ届

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター 御中

申請者の住所又は主たる事務  
所の所在地  
申請者の氏名又は名称 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称

上記による申請については、下記の理由により申請を取り下げたく届け出ます。

(理由)

(注意)

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載してください。
- ② 氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- ③ 不要な文字は、抹消してください。

# 性能評価区分リスト

注：評価区分右横の（ ）内記述は、区分を説明するキーワードとしました。

---

## 性能評価区分1（性能評価試験タイプ）

「浄化槽の性能評価方法、同細則」に基づき実施された試験結果に基づく浄化槽の性能評価の方法（評価基準）と留意事項

---

## 性能評価区分2（単独）

平成12年建設省告示第1465号により改正される前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの基準に適合し浄化槽法に基づき既に型式認定を受け、既に設置実績のある浄化槽に関する認定に関わる性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分3（三次処理付加）

放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする性能を有するものとして建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた合併処理浄化槽（区分3において「認定浄化槽」という）から消毒槽を除いた構造の次に、それぞれ次の表の装置を加えた合併処理浄化槽で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条の第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、建築基準法施行令第32条第1項の表に掲げるBODの基準より厳しい排水基準として次の表の基準に適合するものと評価するための性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分4（OD、間欠ばっ気）

昭和55年建設省告示第1292号（区分4において「告示」という）第6第四号（四）ばっ気槽の形状のみを循環水路形状としたもの、又はばっ気槽内の散気方法として、散気装置を常時運転しないことにより、ばっ気槽内の溶存酸素濃度を一定時間おおむね1mg/Lに保持できない構造である間欠ばっ気による処理方式で、各々告示第6に定めるものと同様以上の性能を目標とする合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分5（旧認定形状変更）

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき平成12年建設省告示第1465号による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1から第11に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められ、これを建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた合併処理浄化槽（区分5において「移行認定浄化槽」という）を基本とし、躯体形状が異なる合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分6（スクリーン設備）

以下①又は②のいずれかの合併処理浄化槽で、それぞれスクリーン設備（荒目スクリーン、細目スクリーン、破砕機、及び微細目スクリーンの組み合わせによるものに限る。以下、区分6において同じ。）及び沈砂槽のみ告示に適合しない構造とした合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

- ①昭和55年建設省告示第1292号（区分6において「告示」という）第2、第3、第6、第7、第8、第9、第10及び第11の各号に定める構造のうち、スクリーン設備及び沈砂槽を有する各構造
- ②建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた、スクリーン設備及び沈砂槽を有する処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽（区分6において「認定浄化槽」という）の各構造

---

## 性能評価区分7（紫外線消毒）

以下①又は②のいずれかの合併処理浄化槽で、それぞれ消毒槽を紫外線消毒設備とした合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

- ①昭和55年建設省告示第1292号（区分7において「告示」という）第6から第11の各構造のうち流量調整槽を有する各構造
- ②建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた、処理性能BOD20mg/L以下の性能を有し、かつ流量調整槽又はこれに類する槽を有する処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽（区分7において「認定浄化槽」という）の各構造



---

## 性能評価区分 8

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき平成 12 年建設省告示第 1465 号による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 6 に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められた構造で、これを建築基準法施行令第 35 条第 1 項の認定を受けた、昭和 55 年建設省告示第 1292 号（以下「告示」）第 6 第二号（接触ばっ気方式）に類似する合併処理浄化槽（接触材として碎石を用いた方式（碎石充填部分の 1/2 容量を接触ばっ気槽有効容量に含めない）（区分 8 において「認定浄化槽」という）において、接触材として碎石にかえて告示第 6 第二号（五）に適合する人工濾材を用い、告示第 6 に定めるものと同等以上の性能を目標とする合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分 9（小規模合併処理浄化槽系列化）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき平成 12 年建設省告示第 1465 号による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1 に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められた構造で、これを建築基準法施行令第 35 条第 1 項の認定を受けた処理対象人員 26 人から 50 人までの合併処理浄化槽（区分 9 において「認定浄化槽」という）で、荒目スクリーンを具備しかつ流量調整機能を持たせた原水ポンプ槽を介して 2 系列又は 3 系列に均等分配送水することにより、処理対象人員 52 人以上でかつ日平均処理汚水量 10.4m<sup>3</sup> 以上（設計条件として流入 BOD200mg/L、一人一日あたりの汚水量 200L とする）に適用する合併処理浄化槽に係る性能評価に関する性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分 10（便所）

- （1）建築基準法施行令第 29 条の認定に係る性能評価の方法
  - （2）建築基準法施行令第 30 条第一項の認定に係る性能評価の方法
- 上記（1）及び（2）の性能評価に関する、性能評価用提出図書、性能評価方法

---

## 性能評価区分 1（性能評価試験タイプ）

「浄化槽の性能評価方法、同細則」に基づき実施された試験結果に基づく浄化槽の性能評価の方法（評価基準）

### ○性能評価方法

「浄化槽の性能評価方法」に従って実施された試験の結果により、申請された生物化学的酸素要求量の除去率、放流水の生物化学的酸素要求量及び建築基準法施行令第32条第3項の生物化学的酸素要求量以外の項目についての性能の検証について申請されている場合は、その項目及び排出水に含まれる大腸菌群数について所要の性能を有しているか確認する。

なお、この場合において、これらの性能については、試験実施の際に設定した性能に基づき評価を行うものとするが、試験実施の際に設定した性能とは異なる性能で性能評価申請されたものにあつては、以下の基準に従い評価を行う。

次の基準を満たすこと。

- ・試験実施の際に設定した性能を、性能評価申請された性能に読み替えた場合であっても、別紙の「浄化槽の性能評価方法」に適合した、有効な試験結果であること。ただし、この場合において馴養（温度移行馴養を含む）終了条件を除く。

解説等：

「浄化槽の性能評価方法」における適合判断は、評価対象水質項目毎に75%以上の数値とされている。「浄化槽の性能評価方法」に従って実施された試験の結果、性能評価対象水質項目毎に適合率75%以上の数値でなければならない。

なお、試験時の申込処理水質と性能評価申請処理水質が異なっており、その結果「浄化槽の性能評価方法、同細則」に定められた試験ルールに反することとなれば、試験成績書の適用ができなくなることに留意されたい（例えば性能評価申請処理水質を試験時より良好な性能とした場合、「浄化槽の性能評価方法、同細則」に定められた試験ルールでは追加試験が必要であるのに実際に追加試験を行っていない場合など）。

## 性能評価区分2（単独）

平成12年建設省告示第1465号により改正される前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの基準に適合し浄化槽法に基づき既に型式認定を受け、既に設置実績のある浄化槽に関する認定に関わる性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 設置実績報告書（6基分、各20データ、計120データ）
  - ①現場設置浄化槽の概要（現場設置浄化槽の建築物概要、設置場所、住所、稼働開始日、人槽）
  - ②現場設置浄化槽のフローシート及び構造図、部分詳細図
  - ③現場設置浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく認定取得日
  - ④現場設置浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく認定書写し
  - ⑤現場設置浄化槽の運転開始日
  - ⑥現場設置浄化槽の水質分析結果一覧表
  - ⑦水質分析機関（公共機関又は計量証明事業所に限る。）名
  - ⑧水質分析結果（浄化槽法第7条又は第11条の検査報告又は計量証明書）の写し  
この水質分析結果は、次の方法により得られたデータとする。
    - ・採水については、法定検査機関、評価員などメーカー以外のものが監督することとする。
    - ・土曜日、日曜日及び平日2日の計4日についてデータを採取することとする。
    - ・各日において午前6時から午前10時までのピーク時（5データ）に相当する試料を採取することとする。
    - ・実使用人員は当該人槽に相当する人数以上が居住するものに限るものとする。
    - ・清掃後原則6ヶ月経過以降の浄化槽を用いてデータを取得すること（ただし、やむを得ない場合は、個別に判断する。2000.10.2追記）
- 10) 施工要領書
  - 11) 維持管理要領書
  - 12) 会社概要
  - 13) その他

### ○性能評価方法

- イ 構造が、建設省告示第1465号（平成12年5月31日）による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までに規定する構造のいずれかの基準に適合していること。
- ロ 設置実績報告書に基づく水質分析結果及び当機関が厚生省から提供を受けた浄化槽法第7条に基づく資料により、水質が建築基準法施行令第32条に掲げる基準に適合していることが確認できるものであること。なお、この判断は、次の基準に基づき判断することとする。
  - 次の基準のいずれかであること。
  - ・提出されたデータのBOD最大値が90mg/L以下であること。
  - ・提出されたデータのBOD最大値が90mg/Lを超えるものが明らかに異常値と考えられるものにあつては、BOD平均値が60mg/L以下であること。
- ハ 図面（図面で判断できない場合は写真又は実物）をもとに、維持管理要領書に記載された維持管理が適切にできる構造であることを確認する。
- ニ 当機関が厚生省から提供を受けた浄化槽法第7条検査、第11条検査において不適合事例があるものについては、これに対する改善策、対応策を確認するとともに、浄化槽の構造に起因すると考えられる不適合事例と、申請された6基のデータとの間に説明等が困難な相違があるものについては、必要に応じ追加のデータを求め審査を行うこととする。

次ページに補足解説が続きます。

## 性能評価区分2による性能評価の補足解説

### ○性能評価用提出資料

性能評価用提出資料のうち、9)の部分について注意すべき事項等を補足解説します。

#### 9) 設置実績報告書(6基分、各20データ、計120データ)

解説等:

例えば、性能評価を取得しようとする浄化槽の範囲が5~50人で、浄化槽法第13条第1項の規定に基づく建設大臣認定において5人槽、15人槽、35人槽が基本型式、それ以外の人槽が当該基本型式の類似型式とされており、5~12人槽、15~33人槽、35~50人槽の3区分とされている場合は、それぞれの区分毎に6基分、各20データ、計120データが必要になる(マンホールの個数の差違のみにより区分されており、明らかに相似形状である複数区分を1区分とみなすことは可能。)

#### ①現場設置浄化槽の概要(現場設置浄化槽の建築物概要、設置場所、住所、稼働開始日、人槽)

添付すべき書類・解説等:

処理水等データを取得した現場設置浄化槽と建物(建築物用途を明記)の位置関係、住所、設置された浄化槽の稼働開始日、人槽を明記した図面を6件分提出。

#### ②現場設置浄化槽のフローシート及び構造図、部分詳細図

添付すべき書類・解説等:

処理水等データを取得した現場設置浄化槽のフローシート、構造図(平面図・断面図)、部分詳細図を提出。例えば処理水等データを取得した浄化槽6基の人槽が5人槽及び6人槽であれば、フローシートは共通資料としてかまわないものの、構造図、部分詳細図についてはそれぞれの人槽の図面を提出する必要がある。

#### ③現場設置浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく認定取得日

添付すべき書類・解説等:

性能評価を取得しようとする浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく建設大臣認定の初回取得年月日と認定番号を、認定更新している場合は、認定更新の年月日と認定番号を箇条書きで記述したもの。

#### ④現場設置浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく認定書写し

添付すべき書類・解説等:

性能評価を取得しようとする浄化槽の浄化槽法第13条第1項の規定に基づく建設大臣認定書の写し。なお、認定更新している場合は、その更新時の認定書写しも併せて添付。

#### ⑤現場設置浄化槽の運転開始日

添付すべき書類・解説等:

処理水等データを取得した現場設置浄化槽毎に、その運転開始日を箇条書きで記述したもの。なお、①で記述すべき「稼働開始日」と、ここでいう「運転開始日」は同一でもかまわない。

#### ⑥現場設置浄化槽の水質分析結果一覧表

添付すべき書類・解説等:

処理水等データを取得した現場設置浄化槽毎に、採取した処理水のBOD(消毒前)、大腸菌群数(消毒後)のほか、採水者、採水場所、天候、気温、水温、外観、臭気、透視度、pH、流入時間帯毎の流入水量、所見を併せ、一覧表にまとめたもの。

また、これとは別に以下の書類を作成して添付する。

- 現場設置浄化槽毎の採水場所を示した図面
- 採水に使用した器材
- 採水の方法

#### ⑦水質分析機関(公共機関又は計量証明事業所に限る。)名

添付すべき書類・解説等:

水質分析機関(公共機関又は計量証明事業所)名を住所、機関名、代表者、住所、電話番号等を併せて記入したもの。なお、計量証明事業所にあつては計量証明事業所の登録番号を併せて記入する。

⑧水質分析結果（浄化槽法第7条又は第11条の検査報告又は計量証明書）の写し

この水質分析結果は、次の方法により得られたデータとする。

- ・採水については、法定検査機関、評価員などメーカー以外のものが監督することとする。

解説：

採水について、法定検査機関、評価員レベルの人材による監督を求めているということは、浄化槽の特性、管理作業等について熟知している者が監督することを求めていると解すべきである。浄化槽内水の採水は、浄化槽の特性に応じた方法とする必要があるため、採水監督者の選定には留意されたい。なお、採水行為自体を監督者となるべき者が自ら実施することを妨げるものではない。

採水を監督することを求める本来の主旨は、採水行為から採水検体の水質分析機関への搬入など、採水の一連の行為において監督することにより、採水データの第三者性、公平性、公正性が担保させるためにある。

- ・土曜日、日曜日及び平日2日の計4日についてデータを採取することとする。
- ・各日において午前6時から午前10時までのピーク時（5データ）に相当する試料を採取することとする。

添付すべき書類・解説等：

午前6時から午前10時までの5データの採水方法等は以下のとおり。

- ・6:00～6:59、7:00～7:59、8:00～8:59、9:00～9:59、10:00～10:59のそれぞれの時間帯毎に、コンポジットにより採水。上記の時間帯毎にピンポイントでスポットサンプルすればよいという意味ではないため注意されたい。
- ・求めているのは流入ピーク時間帯の採水データであるため、採水する浄化槽の使用形態、利用者の生活形態等により上記時間帯以外に流入ピークが発生するようであれば、採水時間を変更するか、採水する浄化槽の選定を見直す必要がある。
- ・採水する時間帯に流入ピークが発生していることを説明する資料として、時間帯毎の浄化槽への流入水量測定結果を添えるべきである。

- ・実使用人員は当該人槽に相当する人数以上が居住するものに限るものとする。

添付すべき書類・解説等：

例えば現場設置浄化槽が5人槽であれば、居住人数は5人以上でなければならない。これを証明するための書類として例えば以下のものが考えられる。

- ・戸建て住宅にあっては住民票写し、事業所等においては会社概要の写しなど
- なお、居住者等の構成、年齢等の情報をまとめておく必要がある。

- ・清掃後原則6ヶ月経過以降の浄化槽を用いてデータを取得すること（ただし、やむを得ない場合は、個別に判断する。2000.10.2追記）

添付すべき書類・解説等：

清掃後6ヶ月経過以降という条件は、設置後でかつ稼働後6ヶ月以上でもよいことを指す。処理水等データを取得した現場設置浄化槽が、清掃後または設置・稼働後6ヶ月以上経過しているものと判断するために、以下の書類を添付する。

- ・浄化槽法施行規則第5条第2項の規定に基づく保守点検又は清掃の記録の写し（設置後1年未満の現場設置浄化槽にあっては、同法施行規則第5条第1項の規定に基づく保守点検記録の写し）
- ・現場設置浄化槽のすべては、浄化槽法令の規定に従い、適正に使用されたものでなければならないため、上記写しは運転開始以降、すべての記録写しを添付すること。
- ・なお、この記録がない現場設置浄化槽を用いて取得された処理水等データに基づく性能評価を行うことはできない。

上記により得られた120データのほか、この性能評価は、業務方法書に従い環境省から浄化槽法第7条、第11条検査結果の提供を受け、それらデータを併せて評価を行うこととなっているため、調査にあたってはその旨を考慮して下さい。

### 性能評価区分3（三次処理付加）

放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする性能を有するものとして建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた合併処理浄化槽（区分3において「認定浄化槽」という）から消毒槽を除いた構造の次に、それぞれ次の表の装置を加えた合併処理浄化槽で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条の第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、建築基準法施行令第32条第1項の表に掲げるBODの基準より厳しい排水基準として次の表の基準に適合するものと評価するための性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

装置	基準							大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
	pH	BOD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	
告示第7第一号(一)から(六)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造	5.8~ 8.6	10以下	—	—	15以下	15以下	20以下	3,000以下
告示第7第二号(一)から(四)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造								
告示第8第一号(一)から(八)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造	5.8~ 8.6	10以下	—	—	10以下	15以下	20以下	3,000以下
告示第8第二号(一)から(七)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造								
告示第9第二号(一)から(七)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造	5.8~ 8.6	10以下	20以下	1以下	15以下	15以下	20以下	3,000以下
告示第10第二号(一)から(七)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造	5.8~ 8.6	10以下	15以下	1以下	15以下	15以下	20以下	3,000以下
告示第11第二号(一)から(七)までに定める構造をこの順序に組み合わせた構造	5.8~ 8.6	10以下	10以下	1以下	15以下	15以下	20以下	3,000以下

#### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 認定資料
  - ① 認定浄化槽の認定書写し
  - ② ①の認定別添図書等
  - ③ 認定浄化槽に係る性能評価書写し、又は当機関発行の評定書写し及び評定報告書写し
- 10) 施工要領書
  - 11) 維持管理要領書
  - 12) 会社概要
  - 13) その他

#### ○性能評価方法

イ 昭和55年建設省告示第1292号第7、第8、及び第9から第11の各第二号の構造から第6の構造をそれぞれ除いた構造から排出される以下の排水・汚泥等を受け入れるための、認定浄化槽の構造上等の対策の妥当性を下表に基づき確認する。

告示区分	排水・汚泥等を排出する単位装置	排出される排水・汚泥等	認定浄化槽への排水・汚泥等の受入先	認定浄化槽における構造上等の対策に関する基準（評価方法）
告示第7第一号	接触ばっ気槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。 ・告示第7第一号（二）沈殿槽に移送する場合は、下記「沈殿槽」による。
	沈殿槽	余剰汚泥	汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。
	濾過装置	逆洗排水	流量調整槽	逆洗方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・想定される1日の流入ピーク時間帯に濾過装置の逆洗排水を移送することがないこと。
告示第7第二号	凝集沈殿槽	(凝集)汚泥	沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。
告示第8第一号	接触ばっ気槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。 ・告示第8第一号（二）沈殿槽に移送する場合は、下記「沈殿槽」による
	沈殿槽	余剰汚泥	汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。
	濾過装置	逆洗排水	流量調整槽	逆洗方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・想定される1日の流入ピーク時間帯に濾過装置の逆洗排水を移送することがないこと。 ・活性炭吸着装置の逆洗排水移送時間と重ならないこと。
	活性炭吸着装置	逆洗排水	流量調整槽	逆洗方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・想定される1日の流入ピーク時間帯に逆洗排水を移送することがないこと。 ・濾過装置の逆洗排水移送時間と重ならないこと。
告示第8第二号	凝集沈殿槽	(凝集)汚泥	沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。
	活性炭吸着装置	逆洗排水	流量調整槽又は中間流量調整槽	逆洗方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・想定される1日の流入ピーク時間帯に逆洗排水を移送することがないこと。

告示区分	排水・汚泥等を排出する単位装置	排出される排水・汚泥等	認定浄化槽への排水・汚泥等の受入先	認定浄化槽における構造上等の対策に関する基準（評価方法）
告示第9号	硝化用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	脱窒用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	再ばっ気槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	凝集沈殿槽	(凝集)汚泥	沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。
告示第10号	硝化用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	脱窒用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	再ばっ気槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	凝集沈殿槽	(凝集)汚泥	沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。



告示区分	排水・汚泥等を排出する単位装置	排出される排水・汚泥等	認定浄化槽への排水・汚泥等の受入先	認定浄化槽における構造上等の対策に関する基準（評価方法）
告示第 11 第 二号	硝化用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	脱窒用接触槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	再ばっ気槽	剥離汚泥その他の浮遊汚泥	沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。
	凝集沈殿槽	(凝集)汚泥	沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備	汚泥管理についての運転方法を提示させ、以下の基準を満たすか確認する。 ・一時的に過大な移送量となっておらず、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備内を攪乱すること等により汚泥濃縮機能等に支障をきたすことがないこと。 ・認定浄化槽からの汚泥移送時間が重ならないこと。

- 認定浄化槽の処理対象人員上限、及び汚水量範囲上限を拡大しようとするものにあつては、当該拡大による処理性能への影響の有無について以下により確認する。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の設計基準	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の処理工程	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の形状等	認定浄化槽と相似形状であること。 なお、認定浄化槽と拡大範囲部分と比較し、槽内汚水・汚泥等の流れ、充填する担体の挙動等が著しく異なると判断される場合は、拡大範囲部分最小の実物大における試験装置を用いた試験結果を提出させ、認定浄化槽と拡大範囲部分の流動性等がおおむね同一であることを確認する。

## 性能評価区分4（OD、間欠ばっ気）

昭和55年建設省告示第1292号（区分4において「告示」という）第6第四号（四）ばっ気槽の形状のみを循環水路形状としたもの、又はばっ気槽内の散気方法として、散気装置を常時運転しないことにより、ばっ気槽内の溶存酸素濃度を一定時間おおむね1mg/Lに保持できない構造である間欠ばっ気による処理方式で、各々告示第6に定めるものと同様以上の性能を目標とする合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 設置実績資料

以下のいずれかの資料

- ① 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽の構造とおおむね同一と判断される案件の当機関発行評定書写し、評定報告書写し（ただし、設計者の欄が性能評価申請者であるものに限る）
  - ② 性能評価申請者が、性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽の構造と類似する案件の設計実績に関する資料
- 10) 施工要領書
  - 11) 維持管理要領書
  - 12) 会社概要
  - 13) その他

### ○性能評価方法

イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽からばっ気槽を除いた構造が、告示第6第四号に定める構造であることを確認する。

ロ ばっ気槽が、方式毎に以下の構造であるか確認する。

①ばっ気槽の形状のみを循環水路形状としたもの

- ・ばっ気槽の設計条件が、告示第6第四号（四）のうち（は）を除いて適合していること。
- ・ばっ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、ばっ気装置の酸素供給能力が、流入BOD除去率90%を確保するために必要な能力を有すること。
- ・ばっ気槽の攪拌装置による攪拌により、ばっ気槽内の槽内流速を10cm/sec以上確保でき、ばっ気槽内に汚泥が沈降しない程度の攪拌能力を有すること。

②ばっ気槽内の散気方法として、散気装置を常時運転しないことにより、ばっ気槽内の溶存酸素濃度を一定時間おおむね1mg/Lに保持できない構造である間欠ばっ気による処理方式

- ・ばっ気槽の設計条件が、告示第6第四号（四）のうち（は）を除いて適合していること。
- ・ばっ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、ばっ気装置の酸素供給能力が、流入BOD除去率90%を確保するために必要な能力を有すること。
- ・ばっ気槽の攪拌装置の攪拌能力が、攪拌装置のみの運転時においてばっ気槽内に汚泥が沈降しない程度の能力を有すること。

ハ 性能評価用提出図書により、上記イ及びロに適合しているかを確認する

#### 解説等：

「ばっ気槽内DOを1mg/L以上に保持できる構造であること」

「槽内流速10cm/sec以上に保持できる攪拌がなされること」

この評価基準を満足することについて審査するために、性能評価申請を希望するばっ気攪拌装置（ローター）の機種、能力や、水槽の平面形状、水深等の設計条件をパターン化し、それぞれのパターンに対応した構造図を作成して添付する。それら条件化された範囲について詳細検討する。

## 性能評価区分5（旧認定形状変更）

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき平成12年建設省告示第1465号による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1から第11に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められ、これを建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた合併処理浄化槽（区分5において「移行認定浄化槽」という）を基本とし、躯体形状が異なる合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 認定・評価資料
  - ① 処理工程及び設計基準が、性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽の構造と同一と判断される案件の当機関発行評定書写し、評定報告書写し（ただし、設計者の欄が性能評価申請者であるものに限る）
  - ② 移行認定浄化槽の認定書写し
  - ③ 躯体形状の相違により補足すべき通水試験結果、及び酸素溶解効率の相違により補足すべき必要空気量に係る計算書
- 10) 施工要領書
  - 11) 維持管理要領書
  - 12) 会社概要
  - 13) その他

### ○性能評価方法

- イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽と、移行認定浄化槽の処理工程及び設計基準が同一であることを確認する。
- ロ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽の構造が、以下の構造であるか確認する。
- ① 躯体形状の相違に伴い想定される各槽内汚水の流れの相違に対し、槽内に汚水や汚泥の停滞する箇所がないこと等、処理機能上支障がないこと。
  - ② 生物処理槽において、槽水深の増減により変化する酸素溶解効率に係る必要空気量が、性能評価申請の性能を確保するために必要な空気量が確保される設計となっていること。
- ハ 性能評価用提出図書により、上記イ及びロに適合しているかを確認する。
- ニ 移行認定浄化槽の処理対象人員上限、及び汚水量範囲上限を拡大しようとするものにあつては、当該拡大による処理性能への影響の有無について以下により確認する。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設省告示第1465号（平成12年5月31日）による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1に規定する構造と同等以上の効力を有するものとして認められた合併処理浄化槽の範囲拡大にあつては、拡大範囲部分の設計条件を流入 BOD200mg/L、一人一日あたりの汚水量 200L とする。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の設計基準	移行認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の処理工程	移行認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の形状等	移行認定浄化槽と相似形状であること。（は）なお、移行認定浄化槽と拡大範囲部分を比較し、槽内汚水・汚泥等の流れ、充填する担体の挙動等が著しく異なると判断される場合は、拡大範囲部分最小の実物大における試験装置を用いた試験結果を提出させ、移行認定浄化槽と拡大範囲部分の流動性等がおおむね同一であることを確認する。

解説等：

本評価区分は、移行認定浄化槽において躯体 FRP 製で取得していたものを RC 製に展開する、またその逆の場合で、活性汚泥法を用いた処理対象人員 51 人以上にのみ適用可能なものを想定して作成されている。  
しかし、評価対象として告示第 1 同等以上の移行認定浄化槽をベースとした申請も適用可能であるが、その際は以下によること。

【次ページへ続く】

【次ページからの続き】

★告示第1同等以上(5～50人)の移行認定浄化槽をベースとする申請：

◎50人以下の範囲における申請範囲拡大に係る申請：

- ・5～50人までの移行認定浄化槽認定範囲中、人槽間隔を補完・追加する申請：

上記「共通事項」と同様に、移行認定浄化槽認定範囲を含めた申請図書を作成する必要がある。

- 例1) 移行認定浄化槽が5,6,7,8,10人であるのに対し、12,15,18,21人の4種を追加し、5,6,7,8,10,12,15,18,21人としての申請、あるいは5～21人槽として範囲を持たせた申請をする。
- 例2) 移行認定浄化槽が15,20,25,30,35,40,45,50人であるのに対し、それぞれ人槽間隔を補完(例えば18,22,28,32,42,48人)するため、15～50人槽として範囲を持たせた申請をする。

◎51人以上への範囲拡大に係る申請：

- ・5～50人までの移行認定浄化槽の人槽範囲を拡大する申請：

上記「共通事項」と同様に、移行認定浄化槽認定範囲を含めた申請図書を作成する必要がある。

- 例1) 移行認定浄化槽が15,20,25,30,35,40,45,50人までであるのに対し、51～80人までの範囲を追加し、15,20,25,30,35,40,45,50人、51～80人としての申請、あるいは15～80人として範囲を持たせた申請をする。ただし、51人以上の拡大範囲部分の設計条件は流入BOD200mg/L、一人一日あたりの汚水量200Lとすること。

なお、5～50人の移行認定浄化槽を2,3系列化して、51人以上に適用しようとする場合は、性能評価区分9による申請とすること(移行認定浄化槽をベースに、その一部分を系列化する等により51人以上に適用しようとする場合、移行認定浄化槽の処理工程、設計基準が同一ではないと判断されるため、このような場合もこの評価区分を適用できない。)

★共通事項

◎申請は、範囲拡大部分のみの申請とはせず、旧認定範囲を含めた申請とすること。

- 例1) 旧認定が51～500人までであるのに対し、501～1,500人の範囲を拡大しようとする申請は、拡大範囲部分の501～1500人のみに係る申請図書を作成するのではなく、旧認定範囲を含む51～1,500人として申請図書を作成する必要がある。

◎範囲拡大部分について、旧認定と同様の性能担保が可能であるかを判断するための資料として、通水試験等による補完データのみでは説明が困難と思われる場合、実排水を用いた当時の実証試験結果からの解析による再検証結果や、自主的に実大規模における実排水を用いた実証データを添付することが望ましい。

## 性能評価区分6（スクリーン設備）

以下①又は②のいずれかの合併処理浄化槽で、それぞれスクリーン設備（荒目スクリーン、細目スクリーン、破碎機、及び微細目スクリーンの組み合わせによるものに限る。以下、区分6において同じ。）及び沈砂槽のみ告示に適合しない構造とした合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

- ①昭和55年建設省告示第1292号（区分6において「告示」という）第2、第3、第6、第7、第8、第9、第10及び第11の各号に定める構造のうち、スクリーン設備及び沈砂槽を有する各構造
- ②建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた、スクリーン設備及び沈砂槽を有する処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽（区分6において「認定浄化槽」という）の各構造

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 認定・評価資料、試験結果報告書

以下のいずれかの資料

#### ①認定・評価資料等

- ・告示に定めるスクリーン設備及び沈砂槽と同等以上の効力を有するものとして評価された、当機関発行の評価書写し及び評価報告書写し、評定書写し及び評定報告書写し、あるいは第三者評価・審査機関から発行された評価・審査証明書等。なお、スクリーン設備のみ告示に適合しない構造とする場合は、沈砂槽を告示に定める構造とすることで、前記評価・審査証明書等の適用範囲に沈砂槽を含んでいなくてもよい。
- ・スクリーン設備及び沈砂槽を除いた構造が告示に定める構造ではない合併処理浄化槽の性能評価申請にあつては、認定浄化槽の認定書写し及び性能評価書写し、又は当機関発行の評定書写し、評定報告書写し

#### ②試験結果報告書等

- ・以下の各項目をすべて満足すると判断可能な、試験結果の報告書。なお、スクリーン設備のみ告示に適合しない構造とする場合は、沈砂槽を告示に定める構造とすることで、試験結果の報告書に沈砂槽に関する検証結果を含んでいなくてもよい。

##### ●スクリーン設備の部分

- 時間最大流入汚水量又は前段の送水ポンプ能力水量においても有効に固形物除去が可能なこと。
- 自動微細目スクリーン相当として、スクリーン面は1~2.5mm程度の目幅とする等、自動微細目スクリーンと同等以上の固形物除去能力を有すること。
- スクリーンに付着した固形物が自動的に除去されること。

##### ●沈砂槽の部分

- 浄化槽に流入する汚水中の土砂類を有効に除去可能なこと。
- 除去された土砂類を有効に系外搬出可能なこと。
- ・スクリーン設備及び沈砂槽を除いた構造が告示に適合しない合併処理浄化槽の性能評価申請にあつては、認定浄化槽の認定書写し及び性能評価書写し、又は当機関発行の評定書写し、評定報告書写し

- 10) 施工要領書
- 11) 維持管理要領書
- 12) 会社概要
- 13) その他

### ○性能評価方法

イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽と、告示に定める構造又は認定浄化槽からスクリーン設備（荒目スクリーン、細目スクリーン、破碎機、及び微細目スクリーンの組み合わせによるものに限る。以下、区分6において同じ）及び沈砂槽を除いた構造の処理工程及び設計基準が同一であることを確認する。

ロ スクリーン設備及び沈砂槽に替わる技術が、以下の①及び②の性能要件及び構造要件に適合するか確認する。なお、スクリーン設備のみ告示に適合しない構造とする場合は、沈砂槽を告示に定める構造とすることで、沈砂槽の部分を確認しなくてもよいこととする。

#### ①性能要件

##### ●スクリーン設備の部分

- 時間最大流入汚水量又は前段の送水ポンプ能力水量においても有効に固形物除去が可能なこと。

- 自動微細目スクリーン相当として、スクリーン面は1~2.5mm程度(告示規定数値)の目幅とする等、自動微細目スクリーンと同等以上の固形物除去能力を有すること。
- スクリーンに付着した固形物が自動的に除去されること。

●沈砂槽の部分

- 浄化槽に流入する汚水中の土砂類を有効に除去可能なこと。
- 除去された土砂類を有効に系外搬出可能なこと。

②構造要件

- スクリーン設備の部分は、除去した固形物の水切りや搬出を容易とするため、取り扱いやすい位置及び構造の受けカゴを設ける等、保守点検の作業性を考慮していること。
- 腐食しにくい材料を使用していること。
- 容易に掃除可能な構造としていること。

ハ 性能評価用提出図書により、上記イ及びロに適合しているかを確認する。

ニ 認定浄化槽の処理対象人員上限、及び汚水量範囲上限を拡大しようとするものにあつては、当該拡大による処理性能への影響の有無について以下により確認する。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の設計基準	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の処理工程	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の形状等	認定浄化槽と相似形状であること。 なお、認定浄化槽と拡大範囲部分を比較し、槽内汚水・污泥等の流れ、充填する担体の挙動等が著しく異なると判断される場合は、拡大範囲部分最小の実物大における試験装置を用いた試験結果を提出させ、認定浄化槽と拡大範囲部分の流動性等がおおむね同一であることを確認する。

## 性能評価区分7（紫外線消毒）

以下①又は②のいずれかの合併処理浄化槽で、それぞれ消毒槽を紫外線消毒設備とした合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

- ①昭和55年建設省告示第1292号（区分7において「告示」という）第6から第11の各構造のうち流量調整槽を有する各構造
- ②建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けた、処理性能BOD20mg/L以下の性能を有し、かつ流量調整槽又はこれに類する槽を有する処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽（区分7において「認定浄化槽」という）の各構造

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 認定・評価資料、試験結果報告書

以下のいずれかの資料

#### ①認定・評価資料等

- ・紫外線消毒設備が、組み合わせる合併処理浄化槽の消毒前流出水SS濃度の条件における紫外線透過率等、水質・水温変動の条件下において、大腸菌殺菌率が光回復を考慮しても90%以上の能力を有しており、大腸菌群数3,000個/cm<sup>3</sup>以下の性能を確保することができ、塩素による消毒と同等以上の効力を有するものとして評価された、第三者評価・審査機関から発行された評価・審査証明書等
- ・紫外線消毒設備を除いた構造が告示に適合しない合併処理浄化槽の性能評価申請にあつては、認定浄化槽の認定書写し及び性能評価書写し、又は当機関発行の評定書写し、評定報告書写し

#### ②試験結果報告書等

- ・紫外線消毒設備が、組み合わせる合併処理浄化槽の消毒前流出水SS濃度の条件における紫外線透過率等、水質・水温変動の条件下において、大腸菌殺菌率が光回復を考慮しても90%以上の能力を有しており、大腸菌群数3,000個/cm<sup>3</sup>以下の性能を確保することができ、塩素による消毒と同等以上の効力を有するものと判断可能な試験結果の報告書
- ・紫外線消毒設備を除いた構造が告示に適合しない合併処理浄化槽の性能評価申請にあつては、認定浄化槽の認定書写し及び性能評価書写し、又は当機関発行の評定書写し、評定報告書写し

- 10) 施工要領書
- 11) 維持管理要領書
- 12) 会社概要
- 13) その他

### ○性能評価方法

- イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽と、告示に定める構造又は認定浄化槽から紫外線消毒設備を除いた構造の処理工程及び設計基準が同一であることを確認する。
- ロ 紫外線消毒設備が、組み合わせる合併処理浄化槽の消毒前流出水SS濃度の条件における紫外線透過率等、水質・水温変動の条件下において、大腸菌殺菌率が光回復を考慮しても90%以上の能力を有しており、大腸菌群数3,000個/cm<sup>3</sup>以下の性能を確保することができるか確認する。また、非常時等のために告示第1第1号（四）に定める構造の消毒槽を並列又は直列で設けており、紫外線消毒設備の能力低下等非常時に自動的に塩素により消毒される構造となっているか確認する。  
なお、組み合わせる合併処理浄化槽の流出水SS濃度が、紫外線消毒設備の紫外線透過率設定のSS濃度を上回る場合は、組み合わせる合併処理浄化槽の流出水SS濃度を連続測定し、紫外線透過率設定のSS濃度を越えた場合に、非常時等のために設ける告示第1第1号（四）に定める構造の消毒槽に自動的に通水される構造となっているかを併せて確認する。
- ハ 性能評価用提出図書により、上記イ及びロに適合しているかを確認する。
- ニ 認定浄化槽の処理対象人員上限、及び汚水量範囲上限を拡大しようとするものにあつては、当該拡大による処理性能への影響の有無について以下により確認する。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の設計基準	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の処理工程	認定浄化槽と同一であること。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の形状等	認定浄化槽と相似形状であること。 なお、認定浄化槽と拡大範囲部分を比較し、槽内汚水・汚泥等の流れ、充填する担体の挙動等が著しく異なると判断される場合は、拡大範囲部分最小の実物大における試験装置を用いた試験結果を提出させ、認定浄化槽と拡大範囲部分の流動性等がおおむね同一であることを確認する。

## 解説：

紫外線消毒設備の第3者評価・審査は、例えば下水道事業団の民間開発技術審査証明事業等が該当する。このような第3者評価・審査を受けていない紫外線消毒装置にあつては、同様の評価が行えるよう、以下のような試験項目が必要であると解釈すべきである。なお、組み合わせる浄化槽の流出水SS設定値、評価ポイント等についても併せて記載する。

### ●試験項目：

#### 1) 光回復を考慮しても、大腸菌群殺菌率でみて塩素消毒と同等の消毒性能を備え、放流水中の大腸菌群数を安定的に 3,000 個/ml 以下にできること。

→消毒前大腸菌群数を 30,000 個/cm<sup>3</sup> と仮定。光回復による殺菌率低下後でも 90%以上とすれば、3,000 個/cm<sup>3</sup> 以下とするための、設定された必要紫外線照射量及び照射時間等について、実際の下水処理場等に設置してデータを取り、データに基づき妥当性を確認する。

→試験項目としては、以下による。

##### ・現場実証試験 1 (消毒効果)：

下水処理場等に実機を設置し、連続運転下で水質変動、水温変動にともなう消毒効果について確認するため、消毒前 SS、消毒前後の大腸菌群、糞便性大腸菌群、一般細菌、腸球菌群及びファージ、紫外線透過率、紫外線照射強度等を測定する。

##### ・現場実証試験 2 (光回復効果)：

下水処理場等に実機を設置し、消毒後の光回復効果について確認するため、消毒前 SS、消毒前後の大腸菌群、糞便性大腸菌群、一般細菌、腸球菌群及びファージ、紫外線透過率、紫外線照射強度等を測定する。なお、消毒後のサンプルは 2 本とり、1 本は冷暗所保管、もう 1 本は太陽光の当たる場所 (太陽光の放射強度も計測) で一定時間保持し、その後測定する。

#### 2) 維持管理が容易であること (この検証結果が添えられていることが望ましい)。

#### 3) 塩素消毒と比較して維持管理費が同等以下であること (この検証結果が添えられていることが望ましい)。

### ●組み合わせる浄化槽の流出水 SS 設定値等について：

昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 12 の規定では、浄化槽の流出水 SS を以下のとおりとしている。告示区分と同等の性能として認定を受けている処理方式にあつては、特に評定、性能評価、又は認定上規定されていない限り、それぞれ同等の性能を有する告示区分における SS が適用される。従って、組み合わせる浄化槽の流出 SS 設定の際に参考とすべき一覧表である。

告示区分	流出水SS濃度(単位:mg/L)	特記事項
第2	70	—
第3	60	—
第6	50	—
第7～第11	15	濾過装置による物理的 SS 除去か、凝集分離法による物理化学的 SS 除去が講じられる。

### ●評価ポイント等：

紫外線消毒設備と組み合わせる告示区分、または同等性能の浄化槽を流出水SSをターゲットとし、当該設定SSにおける紫外線透過率、光回復を考慮しても大腸菌群殺菌率 90%以上とするために必要な紫外線照射量、紫外線照射時間をデータとして提示し、それに対して評価を行うこととなる。



## 性能評価区分 8

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき平成 12 年建設省告示第 1465 号による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 6 に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められた構造で、これを建築基準法施行令第 35 条第 1 項の認定を受けた、昭和 55 年建設省告示第 1292 号（以下「告示」）第 6 第二号（接触ばっ気方式）に類似する合併処理浄化槽（接触材として碎石を用いた方式（碎石充填部分の 1/2 容量を接触ばっ気槽有効容量に含めない））（区分 8 において「認定浄化槽」という）において、接触材として碎石にかえて告示第 6 第二号（五）に適合する人工濾材を用い、告示第 6 に定めるものと同等以上の性能を目標とする合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料

以下の書類を含むものとする。

- ①接触ばっ気槽の接触材として碎石に替えて使用する人工濾材の仕様、特性、使用実績
- ②性能評価申請構造と告示第 6 第二号（接触ばっ気方式）との相違点をまとめた比較表と関連する資料
- 9) 認定・評価資料等
  - ①認定関連資料
    - ・認定浄化槽の認定書写し
    - ・上記認定に係る当機関発行の評定書写し及び評定報告書写し
  - ②設置実績資料
    - ・処理工程、設計基準が性能評価申請構造とおおむね同一で、接触ばっ気槽の接触材として碎石に替えて使用する人工濾材を用いた施設の処理水 BOD 水質分析結果
- 10) 施工要領書
- 11) 維持管理要領書
- 12) 会社概要
- 13) その他

### ○性能評価方法

- イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽と、認定浄化槽の処理工程及び設計基準が同一であることを確認する。
- ロ 接触ばっ気槽の接触材として碎石に替えて使用する人工濾材が、告示第 6 第二号（五）に適合する接触材であるか確認する。
- ハ 接触ばっ気槽の接触材として碎石から人工濾材に替えることにより増加する接触材充填部分の空隙に、過剰の汚泥が蓄積していないかを維持管理時に容易に確認可能な構造としているか確認する。また、碎石の場合と比較して当該維持管理作業性が低下することがないか確認する。
- ニ 性能評価用提出図書により、上記イからハに適合しているかを確認する。
- ホ 認定浄化槽の処理対象人員上限、及び汚水量範囲上限を拡大しようとするものにあつては、当該拡大による処理性能への影響の有無について以下により確認する。

検証項目	評価方法
拡大範囲部分の設計基準	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の処理工程	認定浄化槽と同一であること。
拡大範囲部分の形状等	認定浄化槽と相似形状であること。 なお、認定浄化槽と拡大範囲部分を比較し、槽内汚水・汚泥等の流れ、充填する接触材の挙動等が著しく異なると判断される場合は、拡大範囲部分最小の実物大における試験装置を用いた試験結果を提出させ、認定浄化槽と拡大範囲部分の流動性等がおおむね同一であることを確認する。

## 性能評価区分 9（小規模合併処理浄化槽系列化）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）第 3 条の規定による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき平成 12 年建設省告示第 1465 号による改正前の昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1 に規定する構造と同等以上の効力を有するものと認められた構造で、これを建築基準法施行令第 35 条第 1 項の認定を受けた処理対象人員 26 人から 50 人までの合併処理浄化槽（区分 9 において「認定浄化槽」という）で、荒目スクリーンを具備しかつ流量調整機能を持たせた原水ポンプ槽を介して 2 系列又は 3 系列に均等分配送水することにより、処理対象人員 52 人以上でかつ日平均処理汚水量 10.4m<sup>3</sup> 以上（設計条件として流入 BOD200mg/L、一人一日あたりの汚水量 200L とする）に適用する合併処理浄化槽に係る性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ○性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 構造方法の概要
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 認定・評価資料
  - ① 認定浄化槽の認定書写し。ただし、設計者の欄が性能評価申請者であるものに限る。
  - ② 上記認定に係る当機関発行の評定書写し及び評定報告書写し
  - ③ 系列化される認定浄化槽の、各系列への汚水分配送水能力、調整能力等に係る清水・実汚水を用いた試験結果
  - ④ 性能評価申請構造において前提としている保守点検（維持管理）頻度が、原水ポンプ槽からの分配移送量がおおむね定量ずつ各系列へ移送されるよう維持可能な頻度であることを証明可能な試験結果等技術資料
- 10) 施工要領書
  - 11) 維持管理要領書
  - 12) 会社概要
  - 13) その他

### ○性能評価方法

- イ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽のうち、系列化される認定浄化槽の部分と、認定浄化槽の処理工程及び設計基準が同一であることを確認する。
- ロ 性能評価を取得しようとする合併処理浄化槽の構造が、以下の構造であるか確認する。
  - ① 分配のための装置は流量調整機能を持たせた原水ポンプ槽（日平均汚水量の 24 分の 1 の 2.5 倍以下）としており、ポンプ保護のために荒目スクリーンが設置されているか確認する。
  - ② 原水ポンプ槽からの分配移送量がおおむね定量ずつ各系列へ移送される構造となっているか確認する。
  - ③ 保守点検頻度は、原水ポンプ槽からの分配移送量がおおむね定量ずつ各系列へ移送されるよう維持可能な頻度としているか確認する。
  - ④ 性能評価申請構造の流入 BOD 濃度、汚水量単位は、流入 BOD 濃度 200mg/L、一人一日当たりの汚水量 200L としているか確認する。
- ハ 性能評価用提出図書により、上記イ及びロに適合しているかを確認する。

#### 解説等：

窒素除去型の小規模合併並列化にあたっては、低負荷時の性能担保目的で、1 系列のみの運転が可能となるような、分水ノッチの塞ぎ板等をオプション追加可能となるよう対応すること。

## 性能評価区分10（便所）

- (1) 建築基準法施行令第29条の認定に係る性能評価の方法
  - (2) 建築基準法施行令第30条第一項の認定に係る性能評価の方法
- 上記(1)及び(2)の性能評価に関しては、性能評価用提出図書、性能評価方法を次のとおりとする。

### ●性能評価用提出図書

- 1) 性能評価申請書
- 2) 浄化槽等性能評価申請概要書（本申請要領の様式2を標題を変えて作成）
- 3) 構造・機能説明書
- 4) 設計基準
- 5) 標準設計諸元表
- 6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- 7) 標準設計図
- 8) 技術資料
- 9) 「●性能評価方法」評価基準Ⅰ1), 2), 3), 評価基準Ⅱ1)のそれぞれの①に掲げる試験体により、②に掲げる試験を行った試験結果の報告書（ただし、既存のデータ、計算等により試験によらず、判定基準に適合することを証明できる場合は、証明に必要な書面）
- 10) 施工要領書
- 11) 維持管理要領書
- 12) 会社概要
- 13) その他

### ●性能評価方法

#### ・評価基準Ⅰ

- 1) 満水して24時間以上漏水しないことの確認。  
次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。
  - ①試験体：評価対象となる実器の便槽を用いる。なお、第1条(2)項に係る性能評価にあつては、便器から便槽までの污水管を含むものとする。
  - ②試験方法：試験体に水を縁一杯満たし、24時間以上放置し、便槽内水の水位減少具合を目視で確認する。なお、この際水位の減少具合が判別できるようにスケール等を容易に脱落しないように設置しておく。また、接続口等がある場合は、当該接続口等からの水漏れの有無を確認する。
  - ③判定基準：試験体、接続口等からの漏水がないこと（水位の減少がないこと）。

参考：日本工業会規格「A 1704 住宅用設備ユニットの漏れ試験方法 4. 水張りによる漏れ試験方法」

- 2) 尿尿の臭気が、建築物の他の部分又は屋外に漏れないことの確認。  
次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。
  - ①試験体：評価対象となる実器の便槽を用いる。便槽自体の漏気性能を確認するため、便槽と便器、臭突、フタとの接続部などの開口となる部分を密閉状態とする。
  - ②試験方法：試験体に、コンプレッサーを連結してある煙り発生器を接続する。コンプレッサーより煙り発生器を通じて空気を送風することにより、試験体に煙を移送させる。試験体の端部を開いて煙が充満したことを確認した後、これを密封し、煙の漏れの有無を調べる。
  - ③判定基準：試験体、接続口等から、目視により煙の漏れがないこと。

参考：日本工業会規格「A 1704 住宅用設備ユニットの漏れ試験方法 5. 空気圧又は煙による漏れ試験方法」

- 3) 設置を予定する地域における最大雨量に対し、便槽内に雨水等が進入しないことの確認。  
次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。
  - ①試験体：評価対象となる実器の便槽を用いる。便槽周囲の状況を実際の設置方法と同様の方法で設置する。
  - ②試験方法：設置を予定する地域における最大雨量により、直接便槽に流入する雨水又は当該雨量により便槽の開口部の周囲に滞留するおそれのある地表水・土砂等を想定し、当該雨水又は土砂等が便槽の污水がある部分に到達するか否かを検証する。
  - ③判定基準：雨水又は土砂等が便槽の污水がある部分に到達しないこと。

#### ・評価基準Ⅱ

- 1) 大便器及び小便器から便槽までの污水管  
次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。
  - ①試験体：評価対象となる便器、污水管の材料を用いる。
  - ②試験方法：日本工業会規格「A 4417 住宅用便所ユニット」付表中の「耐汚染性」の試験方法又はこれに準ずる方

法による。

- ③判定基準：日本工業会規格「A 4417 住宅用便所ユニット」付表中の「耐汚染性」の判定基準による。
- 2) 標準設計図より、外部から便槽に至るまでのいずれかの部分において「はえ」の侵入を防止するための設備が設けられていることを確認する。
-